

オフサイトPPAによる地産地消型再エネ導入促進に関する調査事業 業務委託
企画プロポーザル

令和8年7月
福島県エネルギー課

よくある質問

	質 問	回 答
A. 参加資格について		
1	<p>「プロポーザル参加要件」である「本業務に類似する業務を実施した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。」についてお尋ねします。 以下の場合、本プロポーザル参加要件の実績1件としてカウントできますか。</p> <p>① 調査事業又は政策立案のいずれか一つの実績 ② オフサイト PPA モデル再エネ導入の意向調査、現況調査、市場調査、導入可能性調査等 ③ オフサイト PPA モデルを含む再エネ導入に関する調査等の実績 ④ オフサイト PPA モデル以外の再エネ導入に関する調査等の実績 ⑤ JV や共同提案者のうち1者としての実績 ⑥ 民間事業者から受注した実績</p>	<p>① 調査又は政策立案のいずれか一方の実績を、参加要件の実績として認めます。 ② 本業務に関連する調査の実績が含まれていれば、参加要件の実績として認めます。 ③ 本業務に関連する調査等の実績が含まれていれば、参加要件の実績として認めます。 ④ 参加要件の実績とは認めません。 ⑤ 代表事業者である等、主たる事業者と認められる場合、参加要件の実績として認めます。 ⑥ 本業務に関連する調査等の実績が含まれていれば、参加要件の実績として認めます。</p>
2	<p>プロポーザル参加資格確認申請に関する書類のうち、「実績として記載した業務の内容が確認できる書類（契約書等）」について、民間企業等が発注者である業務は、守秘義務の関係から契約書当の開示は困難であるため、代替としてどのような書類であれば認められますか。</p>	<p>守秘義務の関係から開示が困難である場合は、不開示部分を黒塗りにしていただく等、開示可能な形で提出してください。</p>
B. 再委託について		
1	<p>再委託は可能でしょうか。</p>	<p>本業務委託の一部を第三者に委託又は請け負わせることは可能です。 （参照：業務委託仕様書（案）6 契約に関する条件等、(2)再委託について）</p>
2	<p>全体業務費に占める再委託の割合に定めはありますか。</p>	<p>再委託の上限は、原則 50%以下とします。 総額に対する再委託の割合が 50%を超える場合は、相当な理由があることを明らかにするため、「再委託費率が 50%を超える理由書」を作成し提出してください。 また、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託を行うことはできません。</p>
C. 企画提案書について		
1	<p>企画提案に際し、閲覧可能な資料や参考資料はありますか。</p>	<p>県の取組等については、県エネルギー課のホームページで公開している、以下の資料を参考にしてください。 ・福島県再生可能エネルギー推進ビジョン2021 ・再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン（第5期） (URL:https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025c/)</p>

2	企画提案書の作成や印刷に、ルールはありますか。	<ul style="list-style-type: none"> 印刷は A4 サイズ、片面印刷としてください。 募集要領様式は、既定のフォント・サイズで入力ください。 審査要領様式は、フォント・サイズに指定はありませんが、印刷物として見やすいフォント・サイズとしてください。図や写真等を張り付けたデザインも認めます。
3	提出した資料の差し替えはできますか。	提出した資料の差替えは受け付けません。
D. 審査要領について		
1	審査委員の所属や氏名等、教えてもらえますか。	公表していません。
2	「別表 プロポーザル評価基準」評価項目 1.業務実績の「本業務に類似する業務の実績」とは、どのようなものが該当しますか。	「よくある質問」A-1にある、プロポーザル参加要件の実績と同じ基準を適用します。
E. 審査会について		
1	審査はどのような方式で行われますか。	書面審査又は対面でのヒアリングによる審査を行います。 開催方法等は、企画提案者へ連絡します。
2	プレゼンテーションでは、企画提案書のデータを映写することや、拡大した印刷物を用い説明することは認められますか。	映写や拡大印刷物等の使用は認めません。 事前に提出いただく企画提案書の範囲で、説明してください。
3	審査会には、再委託を予定する事業者や、協力を依頼する予定の学識経験者等を同席させることはできますか。	できません。 審査会に出席できる者は、企画提案者のみとします。
F. 事業開始時期について		
1	事業開始時期はいつ頃ですか。	8月を予定しています。